

改正案	現行
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 03-制度-00018 沿革 平成16年4月1日 一部改正 平成16年4月16日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年9月21日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 <u>平成19年2月16日 一部改正</u></p> <p>限度額設定型貿易保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(相談)</p> <p>第1条 限度額設定型貿易保険運用規程(平成15年4月1日 03-制度-00019。以下「運用規程」という。)第2条の事前相談を行おうとする者は、別紙様式第1-1及び別紙様式第1-2による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書に会社概要を説明する書類及び輸出契約又は仲介貿易契約(以下「輸出契約等」という。)の相手方との直近1年間の輸出及び仲介貿易の実績を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</p> <p>(入力結果リスト)</p> <p>第2条 本店等は、<u>入力結果リスト</u>を作成し、事前相談を行った者に交付する。</p> <p>2 事前相談を行った者は、最新の<u>入力結果リスト</u>の作成日から1月以内に別紙様式第2-1及び別紙様式第2-2による限度額設定型貿易保険申込書(以下「申込書」という。)の発行を本店等(前条の申請を行ったものに限る。以下同じ。)に請求するものとする。</p> <p>(申込み)</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険(製造業用)手続細則</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 03-制度-00018 沿革 平成16年4月1日 一部改正 平成16年4月16日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年9月21日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正</p> <p>限度額設定型貿易保険(製造業用)約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(相談)</p> <p>第1条 限度額設定型貿易保険(製造業用)運用規程(平成15年4月1日 03-制度-00019。以下「運用規程」という。)第2条の事前相談を行おうとする者は、別紙様式第1-1及び別紙様式第1-2による限度額設定型貿易保険(製造業用)事前相談依頼書に会社概要を説明する書類及び輸出契約又は仲介貿易契約(以下「輸出契約等」という。)の相手方との直近1年間の輸出及び仲介貿易の実績を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</p> <p>(ブルーリスト)</p> <p>第2条 本店等は、<u>ブルーリスト</u>を作成し、事前相談を行った者に交付する。</p> <p>2 事前相談を行った者は、最新の<u>ブルーリスト</u>の作成日から1月以内に別紙様式第2-1及び別紙様式第2-2による限度額設定型貿易保険(製造業用)申込書(以下「申込書」という。)の発行を本店等(前条の申請を行ったものに限る。以下同じ。)に請求するものとする。</p> <p>(申込み)</p>

第3条 限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、本店等から発行される申込書に代表者印を押印し、申請書の発行日の翌日から起算して2週間以内に本店等に提出するものとする。

2 本店等は、申込書の提出日の属する月の翌月の最初の営業日において、申込書記載の保険料が当該営業日における保険料率によって算出された保険料（以下「算出保険料」という。）と異なる場合、又は、申込書記載の輸出契約等の相手方の一部だけが当該営業日において「限度額設定型貿易保険の取扱いについて」の2. の条件（以下「引受条件」という。）を満たす場合には、限度額設定型貿易保険の申込みを行った者にそれぞれ算出保険料又は引受条件を満たす輸出契約等の相手方を通知するものとする。

3 限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、前項の営業日から起算して2週間以内に別紙様式第3による限度額設定型貿易保険申込確認書（以下「確認書」という。）を本店等に提出するものとする。

4 本店等は、申込書に記載されたすべての輸出契約等の相手方が引受条件を満たさない場合又は前項の確認書において不承諾の場合又は、当該確認書が提出されなかった場合には、謝絶する旨申込みを行った者に通知するものとする。

（業務委託）

第4条 日本貿易保険が、限度額設定型貿易保険に係る保険業務の委託を行ったときは、第1条並びに第3条第1項及び第3項に規定する提出、並びに第2条第2項に規定する請求は、本店等にかえて当該委託先（委託先が複数ある場合は同一委託先）に行うことができる。

（保険料の納付）

第5条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。

2 保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を納付しなければならない。

（輸出契約等の締結通知）

第6条 被保険者は、保険契約に係る輸出契約等を締結した場合は、約款第2条の規定に従って輸出契約等を締結した日の属する月の翌月末日までに別紙様式第4-1及び別紙様式第4-2による限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書を本店等に提出するものとする。

第3条 限度額設定型貿易保険（製造業用）の申込みを行おうとする者は、本店等から発行される申込書に代表者印を押印し、申請書の発行日の翌日から起算して2週間以内に本店等に提出するものとする。

2 本店等は、申込書の提出日の属する月の翌月の最初の営業日において、申込書記載の保険料が当該営業日における保険料率によって算出された保険料（以下「算出保険料」という。）と異なる場合、又は、申込書記載の輸出契約等の相手方の一部だけが当該営業日において「限度額設定型貿易保険（製造業用）の取扱いについて」の2. の条件（以下「引受条件」という。）を満たす場合には、限度額設定型貿易保険（製造業用）の申込みを行った者にそれぞれ算出保険料又は引受条件を満たす輸出契約等の相手方を通知するものとする。

3 限度額設定型貿易保険（製造業用）の申込みを行おうとする者は、前項の営業日から起算して2週間以内に別紙様式第3による限度額設定型貿易保険（製造業用）申込確認書（以下「確認書」という。）を本店等に提出するものとする。

4 本店等は、申込書に記載されたすべての輸出契約等の相手方が引受条件を満たさない場合又は前項の確認書において不承諾の場合又は、当該確認書が提出されなかった場合には、謝絶する旨申込みを行った者に通知するものとする。

（業務委託）

第4条 日本貿易保険が、限度額設定型貿易保険（製造業用）に係る保険業務の委託を行ったときは、第1条並びに第3条第1項及び第3項に規定する提出、並びに第2条第2項に規定する請求は、本店等にかえて当該委託先（委託先が複数ある場合は同一委託先）に行うことができる。

（保険料の納付）

第5条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。

2 保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を納付しなければならない。

（輸出契約等の締結通知）

第6条 被保険者は、保険契約に係る輸出契約等を締結した場合は、約款第2条の規定に従って輸出契約等を締結した日の属する月の翌月10日までに別紙様式第4-1及び別紙様式第4-2による限度額設定型貿易保険（製造業用）輸出契約等締結通知書を本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書の提出日から起算して1月以内に別紙様式第4-3による限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(他の保険契約の通知)

第7条 保険契約者又は被保険者は、約款第13条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から1月以内かつ保険金請求前までに別紙様式第5による限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書を本店等に通知するものとする。

(被保険者の合併等に係る通知)

第8条 被保険者は合併、解散、会社整理を行った時、または被保険者に対する破産手続開始の決定、和議の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始もしくは特別精算の開始の申立（以下「合併等」という。）を知ったときは、合併等を行った日から1月以内に別紙様式第6による限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書を本店等に提出するものとする。

(保険の目的等譲渡に係る承認申請)

第9条 被保険者は、約款第34条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第7-1による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第7-2による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(質権等設定の承諾申請等)

第10条 被保険者は、約款第36条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第8-1による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若

2 被保険者は、限度額設定型貿易保険(製造業用)輸出契約等締結通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、限度額設定型貿易保険(製造業用)輸出契約等締結通知書の提出日から起算して1月以内に別紙様式第4-3による限度額設定型貿易保険(製造業用)輸出契約等締結通知訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(他の保険契約の通知)

第7条 保険契約者又は被保険者は、約款第13条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から1月以内かつ保険金請求前までに別紙様式第5による限度額設定型貿易保険(製造業用)における他の保険契約の通知書を本店等に通知するものとする。

(被保険者の合併等に係る通知)

第8条 被保険者は合併、解散、会社整理を行った時、または被保険者に対する破産手続開始の決定、和議の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始もしくは特別精算の開始の申立（以下「合併等」という。）を知ったときは、合併等を行った日から1月以内に別紙様式第6による限度額設定型貿易保険(製造業用)被保険者合併等通知書を本店等に提出するものとする。

(保険の目的等譲渡に係る承認申請)

第9条 被保険者は、約款第34条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第7-1による限度額設定型貿易保険(製造業用)保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第7-2による限度額設定型貿易保険(製造業用)保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(質権等設定の承諾申請等)

第10条 被保険者は、約款第36条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第8-1による限度額設定型貿易保険(製造業用)質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若

しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第8-2による限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ)

第11条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を通知するときは、別紙様式第9による限度額設定型貿易保険事情発生通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生のお知らせ)

第12条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第10-1による限度額設定型貿易保険(船積前)損失発生通知書又は別紙様式第10-2による限度額設定型貿易保険(船積後)危険・損失発生通知書(以下「損失発生通知書」という。)を損失の発生の日から45日以内本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(危険発生のお知らせ)

第13条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第10-2による限度額設定型貿易保険(船積後)危険・損失発生通知書(以下「危険発生通知書」という。)を危険の発生の日から45日以内に本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第14条 約款第17条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第11による限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(入金のお知らせ)

第15条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内に、別紙様式第12-1による限度額設定型貿易保険(船

しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第8-2による限度額設定型貿易保険(製造業用)質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ)

第11条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を通知するときは、別紙様式第9による限度額設定型貿易保険(製造業用)事情発生通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生のお知らせ)

第12条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第10-1による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)損失発生通知書又は別紙様式第10-2による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)危険・損失発生通知書(以下「損失発生通知書」という。)を損失の発生の日から45日以内本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(危険発生のお知らせ)

第13条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第10-2による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)危険・損失発生通知書(以下「危険発生通知書」という。)を危険の発生の日から45日以内に本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第14条 約款第17条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第11による限度額設定型貿易保険(製造業用)損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(入金のお知らせ)

第15条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内に、別紙様式第12-1による限度額設定型貿易保険(製造

積前) 入金通知書、別紙様式第 12-2 による限度額設定型貿易保険 (船積後) 入金通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(輸出契約等の内容の変更通知)

第 16 条 被保険者は、輸出契約等に変更を加えたときは、約款第 21 条の規定に基づき、当該変更の属する月の翌月末日までに別紙様式第 4 による限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書を本店等に提出するものとする。

(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)

第 17 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第 13 による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金の支払の請求)

第 18 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条の規定に基づき別紙様式第 14-1 による限度額設定型貿易保険 (船積前) 保険金請求書又は別紙様式第 14-2 による限度額設定型貿易保険 (船積後) 保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、第一号④(ハ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑦(ロ)、⑧、⑩、⑬及び⑭の書類の提出を要しない。

一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険 (以下「輸出等不能事故」という。) の場合

- ① 保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類
(イ) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、別紙様式第 15 による保険金請求経緯書
(ロ) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあつては、様式任意
- ② 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書
- ③ 損失計算書

業用) (船積前) 入金通知書、別紙様式第 12-2 による限度額設定型貿易保険 (製造業用) (船積後) 入金通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(輸出契約等の内容の変更通知)

第 16 条 被保険者は、輸出契約等に変更を加えたときは、約款第 21 条の規定に基づき、当該変更の属する月の翌月 10 日までに別紙様式第 4 による限度額設定型貿易保険 (製造業用) 輸出契約等締結通知書を本店等に提出するものとする。

(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)

第 17 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第 13 による限度額設定型貿易保険 (製造業用) における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金の支払の請求)

第 18 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条の規定に基づき別紙様式第 14-1 による限度額設定型貿易保険 (製造業用) (船積前) 保険金請求書又は別紙様式第 14-2 による限度額設定型貿易保険 (製造業用) (船積後) 保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、第一号④(ハ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑦(ロ)、⑧、⑩、⑬及び⑭の書類の提出を要しない。

一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険 (以下「輸出等不能事故」という。) の場合

- ① 保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類
(イ) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあつては、別紙様式第 15 による保険金請求経緯書
(ロ) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあつては、様式任意
- ② 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書
- ③ 損失計算書

<p>④ 損失計算の基礎となる証拠書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 供給契約を証する書類 (ロ) 既支出費用を証する書類 (ハ) 貨物の処分を証する書類 (ニ) 貨物の処分のために要した費用を証する書類 (ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等） (ヘ) 在庫証明書、入出庫証明書 (ト) 保険事故の内容を証する書類 <p>⑤ 輸出契約書等の写し</p> <p>⑥ 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</p> <p>⑦ 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</p> <p>⑧ その他参考となる書類</p> <p>二 約款第3条第2号及び第3号のてん補危険（以下「代金等回収不能事故」という。）の場合</p> <p>① 保険金請求経緯書</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第15による保険金請求経緯書 (ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意 <ul style="list-style-type: none"> (i) 保険金請求に至る経緯 (ii) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） <p>なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</p> (iii) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況 (iv) 輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況 	<p>④ 損失計算の基礎となる証拠書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 供給契約を証する書類 (ロ) 既支出費用を証する書類 (ハ) 貨物の処分を証する書類 (ニ) 貨物の処分のために要した費用を証する書類 (ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等） (ヘ) 在庫証明書、入出庫証明書 (ト) 保険事故の内容を証する書類 <p>⑤ 輸出契約書等の写し</p> <p>⑥ 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</p> <p>⑦ 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</p> <p>⑧ その他参考となる書類</p> <p>二 約款第3条第2号及び第3号のてん補危険（以下「代金等回収不能事故」という。）の場合</p> <p>① 保険金請求経緯書</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第15による保険金請求経緯書 (ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意 <ul style="list-style-type: none"> (i) 保険金請求に至る経緯 (ii) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） <p>なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</p> (iii) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況 (iv) 輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況
---	---

<p>(v) 今後の回収見通し</p> <p>(vi) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</p> <p>② 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p> <p>③ 未決済額が確認できる書類</p> <p>④ 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</p> <p>⑤ 外貨建ての場合は、為替換算率証明書</p> <p>⑥ 手形が発行されている場合は、その写し</p> <p>⑦ 保険事故を証する書類</p> <p>(i) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類</p> <p>(ii) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</p> <p>⑧ 支払保証付案件については、その保証状の写し （L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）</p> <p>⑨ 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</p> <p>⑩ 船積を証する書類の写し</p> <p>⑪ 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</p> <p>⑫ 輸出契約等を証する書類の写し</p> <p>⑬ 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し</p> <p>⑭ 決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し</p> <p>⑮ 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</p> <p>⑯ その他参考となる書類</p> <p>2 一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。</p>	<p>(v) 今後の回収見通し</p> <p>(vi) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</p> <p>② 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p> <p>③ 未決済額が確認できる書類</p> <p>④ 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</p> <p>⑤ 外貨建ての場合は、為替換算率証明書</p> <p>⑥ 手形が発行されている場合は、その写し</p> <p>⑦ 保険事故を証する書類</p> <p>(i) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類</p> <p>(ii) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</p> <p>⑧ 支払保証付案件については、その保証状の写し （L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）</p> <p>⑨ 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</p> <p>⑩ 船積を証する書類の写し</p> <p>⑪ 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</p> <p>⑫ 輸出契約等を証する書類の写し</p> <p>⑬ 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し</p> <p>⑭ 決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し</p> <p>⑮ 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</p> <p>⑯ その他参考となる書類</p> <p>2 一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。</p>
---	---

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第 19 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 16 による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第 20 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 17 による限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書に運用規程第 18 条の各号のいずれかに該当する事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収義務の履行状況の報告)

第 21 条 被保険者は、約款第 29 条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 18 による限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書(以下「回収義務履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第 3 項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から 3 月ごとに本店等に提出するものとする。

2 決済期限(約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合にあつては、事故発生日)から 2 年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から 1 年ごとに提出するものとする。

3 前 2 項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

4 前 3 項の場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第 19 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 16 による限度額設定型貿易保険(製造業用)時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第 20 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 17 による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務終了認定申請書に運用規程第 18 条の各号のいずれかに該当する事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収義務の履行状況の報告)

第 21 条 被保険者は、約款第 29 条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 18 による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務履行状況報告書(以下「回収義務履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第 3 項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から 3 月ごとに本店等に提出するものとする。

2 決済期限(約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合にあつては、事故発生日)から 2 年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から 1 年ごとに提出するものとする。

3 前 2 項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

4 前 3 項の場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権

について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第22条 被保険者は、約款第29条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第19-1による限度額設定型貿易保険(船積前)回収金納付通知書、別紙様式第19-2による限度額設定型貿易保険(船積後)回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収金納付請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第23条 約款第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第24条 被保険者は、約款第29条第4項又は第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第30条第1項及び第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店等へ提出し日本貿易保険の承認を得なければならない。

3 前項の承認を得た場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第22による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を本店等に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第25条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24によ

について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第22条 被保険者は、約款第29条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第19-1による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積前)回収金納付通知書、別紙様式第19-2による限度額設定型貿易保険(製造業用)(船積後)回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収金納付請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第23条 約款第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第24条 被保険者は、約款第29条第4項又は第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第30条第1項及び第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店等へ提出し日本貿易保険の承認を得なければならない。

3 前項の承認を得た場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第22による限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状を本店等に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

る限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。

第 26 条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB申請サービスの利用について」によるものとする。

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 16 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 18 年 12 月 4 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

第 25 条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 24 による限度額設定型貿易保険(製造業用)回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。

第 26 条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB申請サービスの利用について」によるものとする。

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 16 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 18 年 12 月 4 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

別表

様式番号	提出書類	提出部数
1-1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)
1-2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)
2-1	限度額設定型貿易保険申込書	1
2-2	限度額設定型貿易保険申込書	1
3	限度額設定型貿易保険申込確認書	1
4-1	限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書	1
4-2	限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書	1
4-3	限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知訂正承認申請書	1 (1)
5	限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書	1
6	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書	1
7-1	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
7-2	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
8-1	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
8-2	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
9	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)

別表

様式番号	提出書類	提出部数
1-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)事前相談依頼書	1 (1)
1-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)事前相談依頼書	1 (1)
2-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)申込書	1
2-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)申込書	1
3	限度額設定型貿易保険(製造業用)申込確認書	1
4-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)輸出契約等締結通知書	1
4-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)輸出契約等締結通知書	1
4-3	限度額設定型貿易保険(製造業用)輸出契約等締結通知訂正承認申請書	1 (1)
5	限度額設定型貿易保険(製造業用)における他の保険契約の通知書	1
6	限度額設定型貿易保険(製造業用)被保険者合併等通知書	1
7-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
7-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
8-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)質権等設定承諾申請書	1 (1)
8-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)質権等設定解除等通知書	1 (1)
9	限度額設定型貿易保険(製造業用)事情発生通知書	1 (1)

10-1	限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書	1	(1)	10-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積前）損失発生通知書	1	(1)
10-2	限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書	1	(1)	10-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積後）危険・損失発生通知書	1	(1)
11	限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書	1	(1)	11	限度額設定型貿易保険(製造業用)損失防止軽減費用負担請求書	1	(1)
12-1	限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書	1	(1)	12-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積前）入金通知書	1	(1)
12-2	限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書	1	(1)	12-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積後）入金通知書	1	(1)
13	限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1	(1)	13	限度額設定型貿易保険(製造業用)における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1	(1)
14-1	限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書	1	(1)	14-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積前）保険金請求書	1	(1)
14-2	限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書	1	(1)	14-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積後）保険金請求書	1	(1)
15	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円以下の案件）	1	(1)	15	限度額設定型貿易保険(製造業用)保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円以下の案件）	1	(1)
16	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書	1		16	限度額設定型貿易保険(製造業用)時効中断承認申請書	1	
17	限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書	1	(1)	17	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務終了認定申請書	1	(1)
18	限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書	1	(1)	18	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収義務履行状況報告書	1	(1)
19-1	限度額設定型貿易保険（船積前）回収金納付通知書	1	(1)	19-1	限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積前）回収金納付通知書	1	(1)
19-2	限度額設定型貿易保険（船積後）回収金納付通知書	1	(1)	19-2	限度額設定型貿易保険(製造業用)（船積後）回収金納付通知書	1	(1)
20	限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書	1	(1)	20	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収費用負担請求書	1	(1)
21	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（サ	1	(1)	21	限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等	1	(1)

	ービサー回収用)	
22	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)
23	「合理的な理由」認定申請書	1 (1)
24	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		

注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

	委任状（サービサー回収用)	
22	限度額設定型貿易保険(製造業用)権利行使等委任状	1 (1)
23	「合理的な理由」認定申請書	1 (1)
24	限度額設定型貿易保険(製造業用)回収納付金返還請求書	1 (1)
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		

注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。